

物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)境港警察署署員宿舎(渡町)			
所在地	境港市渡町字中小堀1910番3、1910番5、1912番5、1912番6			
面積	実測 746. 37㎡(公簿面積 746. 34㎡)	地目	宅地、雑種地	
形状	L字型の中間画地	間口	約13m	
		奥行	約37m	
接面道路 の状況	・北側 幅員約4mの市道渡36号線に接面する。 ・接道箇所について、側溝の蓋が未設置であり、道路面より約20cm高くブロックあり。			
位置及び 環境	・バス停「渡町1区入口」まで約0. 17km ・JR境線「余子」駅まで約2. 3km ・境港市役所まで約4. 4km ・境港総合病院まで約2. 8km ・境港市立渡小学校まで約0. 75km ・境港市立第三中学校まで約0. 65km ・ローソン・ポプラ境港市渡町店まで約0. 13km			
法令等 による 制 限	都市計画区域	市街化調整区域(都市計画法第34条第11号の指定区域)		
	用途地域	-		
	建ぺい率	70%		
	容積率	400%		
	高度指定	-		
	防火指定	-		
	その他の 主な規制	鳥取県景観計画区域、特別注視区域(重要土地等調査法)		
供給処理 施設の状況	電気	引込可	都市ガス	無
	上水道	引込可	下水道	接続可
沿 革	・平成8年3月 警察共済組合より土地譲受 ・平成24年12月 建物解体			
その他	・不動産鑑定士による最有効使用の判定:戸建住宅地 ・埋蔵文化財、地下埋設物存在の端緒及び土壌汚染の端緒は認められない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については各自の責任において確認を行ってください。 ・上水道は整備されているが、埋設本管までやや距離を有する。 ・敷地内の不要物は土地購入者において処分すること。 ・国の重要施設(防衛関係施設等)の周辺にあることから、重要土地等調査法により「特別注視区域」に指定されている。当該区域は土地の売買契約締結前に当事者(売主と買主の双方)による国への届出が義務となっている。			

注：物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。上記内容は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者ご自身の責任において、現地及び諸規制についての確認（調査）を行ってください。